

総務課

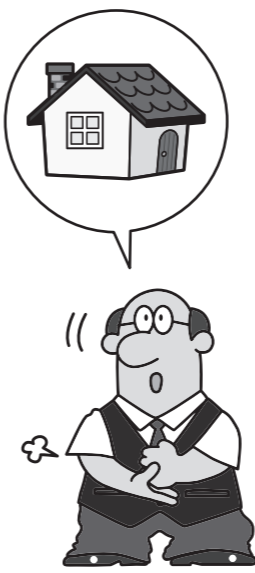
☎89-3330

▼平成21・22年度競争入札(見積)参加資格審査申請追加受付のお知らせ
町が発注する建設工事、業務委託、物品購入、事務機器等賃貸借の競争入札(見積)に参加するには事前に登録が必要です。5月中に追加受付を行いますので、町と取引を希望される未登録業者の方は申請してください。詳細は決まりしだい、町ホームページに掲載します。

住民課

☎89-3334

▼固定資産税の減免について
集会所用地や集会所家屋など、公益のために直接使用している土地及び家屋(有料で使用しているものを除く)にかかる固定資産税は申請により減免となります。該当する固定資産をお持ちの方は、5月22日(金)までに住民課税務係または、各支所町民課町民係へ申請してください。



企画財政課

☎89-3332

▼地域のまちづくり活動にふるさとふれあい事業基金を利用してみませんか
神石高原町は、「人と自然が輝く高原のまち」をめざし、個性と創造に満ちたまちづくりのために行う事業を支援しています。地域活性化のためにぜひ「神石高原町ふるさとふれあい事業基金」をご活用ください。

事業内容
①地域コミュニティ育成事業
町内の団体等が、まちづくり、人づくりのために行う事業に助成(地域イベント、交流事業、事業費30万円以内のハード事業など)
・助成金額:対象事業費の原則8割以内
②学習活動支援事業
町内の団体等が行うまちづくり等学習会、研修会等の開催に助成
・助成対象:必要経費のうち講師及び指導者の謝金及び旅費(宿泊費を含む)
・助成金額:1件10万円以内
③まちづくり助成事業
町内の団体等が、まちづくりのために行う施設整備事業に助成(公園整備、文化財・地元材を活用した施設)

申請方法・申請時期
①と②については、随時受け付けていますので、各支所町民課(三和地区は企画財政課)までお問い合わせください。
③は6月30日までに企画財政課に事業申請してください。
※企画財政課、支所町民課又は町ホームページにある応募要領をご覧のうえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

選考方法
審査会の審査により、助成金の交付を決定します。
①と②については町内4地区において、申請状況により毎月中旬に開催予定です。
③については、審査会を7月に開催予定(年1回)です。日時が決定し次第お知らせします。

お問い合わせ先
企画財政課または各支所町民課

福祉課

☎89-3335

▼神石高原 1歳未満医療制度ができました
平成21年4月1日から神石高原こども医療制度が始まりました。この制度は、医療機関での支払いが減額され、1つの医療機関ごとに1日上限500円、1カ月同じ医療機関に受診される場合は、通院4日、入院14日までで、それ以降の支払いはありません。



対象者には、受給者証と申請書を送付していますので、申請書に必要事項を記入のうえ福祉課または各支所町民課まで提出ください。

対象者

利用方法

・県内の医療機関で診察を受ける場合
保険証と受給者証を医療機関窓口に提出してください。
・県外の医療機関で診察を受ける場合
受給者証が使用できないため、後日福祉課から医療費の差額を支給します。領収証、通帳、印鑑をお持ちのうえ福祉課または各支所町民課まで申請してください。

保健課

☎89-3366

▼高齢者健康管理システム(すこやかめいど)の休止について
多くのみなさんにご利用いただきました『すこやかめいど』を4月1日から、機器の老朽化による故障や部品の製造中止等のため、休止させていただきますことになりました。利用者の方、また、協力員のみなさん、長い間ありがとうございました。なお、血圧計として利用を希望される方は、引き続きご利用ください。

お問い合わせ先
油木・神石・豊松地区の公民館事務局を4月中に各支所内に移すこととなります。利用許可申請書等の提出やお問い合わせは各支所内の公民館事務局までお願いします。

教育課

☎89-3341

▼4月から公民館事務局が各支所に移ります

お問い合わせ先
※電話番号は変更ありません(各支所へ転送されます)。
※FAX番号は各支所の番号に変わります。
油木公民館 FAX82・0406
神石公民館 FAX87・0340
豊松公民館 FAX84・2463

環境衛生課

☎89-3366

▼浄水器設置事業補助金制度について
飲用井戸等からヒ素・フッ素等が水道法上の水質基準を上回っており、それらの物質を除去できる浄水器を平成21年4月1日から設置する世帯に対し、補助金を交付します。

対象物質
ヒ素、フッ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、鉄、マンガン
補助対象者
簡易水道、専用水道、飲料水供給施設及び水道計画区域外で、自己水源により飲料水を確保している方
町内に住所を有している方
住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られる方
販売、営業目的での施設整備ではない方
事業を町指定給水装置工事事業者により施行した方
補助金額
設置費用が10万円以上のものに限り、補助対象経費の5分の1(上限4万円)を補助します。

申請手続
必ず浄水器の設置前に申請してください。
※事前に申請なく設置したものは補助対象となりません。

詳しくは、環境衛生課上下水道係または各支所町民課までお問い合わせください。

5月は児童福祉月間です 期間:5月1日~5月31日

「ありがとう つたわるころが うれしいよ」

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について社会全体で考えることを目的に、様々な事業や行事を全国的に行います。